

平成18年6月26日

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通8番  
**川崎汽船株式会社**  
取締役社長 前 川 弘 幸

## 第138期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第138期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第138期（自平成17年4月1日  
至平成18年3月31日） 営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第138期（自平成17年4月1日  
至平成18年3月31日） 貸借対照表及び損益計算書並びに定款授権に基づく自己株式取得報告の件
- 本件は、上記の内容を報告しました。

### 決議事項

**第1号議案** 第138期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

（期末配当金は、1株につき9円、支払済の中間配当金と合わせ年間1株につき18円となりました。）

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容につきましては、後記（3～9頁）のとおりです。

**第3号議案** 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）導入の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。

**第4号議案** 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役に長谷川陽一、清水俊雄、堤 則夫、守田敏則の各氏が再選され、新たに鈴木穎一、吉田圭介の両氏が選任され、それぞれ就任しました。

**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり補欠監査役に重田晴生氏が選任されました。

**第6号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役 河又 史、宗田 繁、石井繁礼、大田美行、安居 尚、神坂信也、勝瑞 護、鈴木敏男、吉井 巧、小田和之、大津 明、皆川善一、朝倉次郎、村上英三の各氏に対し当社所定の算出基準に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会に一任することが承認可決されました。

また、役員退職慰労金制度廃止に伴い、在任中の取締役 崎長保英、前川弘幸、塩田哲夫、吉田克衛、久保島暁、江口光三、佐伯 隆の7氏、本総会で再選された取締役 長谷川陽一、清水俊雄、堤 則夫、守田敏則の4氏、及び在任中の監査役 出井 治、村井隆次、大滝光一、山下健悟の4氏に対し当社所定の算出基準に基づき相当額の範囲内で、それぞれの取締役または監査役への就任時から平成18年6月までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に一任することが承認可決されました。

**第7号議案** 監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり監査役の報酬額を月額1,200万円以内に改定することが承認可決されました。

# 定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

旧 定 款	新 定 款
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則 (新設)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式 (株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は10億8千万株とする。 (自己株式の買受け) 第 5 条の 2 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 (単元株式等) 第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は 1,000株とする。 2. 当社は、<u>1 単元の株式の数</u>に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) については、株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株式の買増し) 第 7 条 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1 単元の株式の数</u>となるべき数の株式を売り渡す<u>べき旨</u>を請求することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則 (機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、次の機関を置く。</u> ① <u>取締役会</u> ② <u>監査役</u> ③ <u>監査役会</u> ④ <u>会計監査人</u> (公告方法) 第 5 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は<u>20億株</u>とする。 (自己の株式の取得) 第 6 条の 2 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。 (単元株式等) 第 7 条 当社の単元株式数は1,000株とする。 2. 当社は、<u>単元株式数</u>に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) については、株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株式の売渡請求) 第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となるべき数の株式を売り渡す<u>こと</u>を請求することができる。</p>

旧 定 款	新 定 款
<p>(新設)</p> <p>(株 券)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増し、その他株式に関する手続及びその手数料等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき、名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増し、その他株式に関する事務は、<u>すべて名義書換代理人</u>に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第9条 <u>当社は株券を発行する。</u></p> <p>(株 券)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取及び売渡し、新株予約権原簿への記載または記録その他株式に関する手続及びその手数料並びに<u>株主の権利行使に関する手続き等は、法令又は定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、株主名簿の作成、新株予約権原簿の管理、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取及び売渡し、届出の受理</u>その他株式に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し</u>、当会社においては、これを取扱わない。</p> <p>(削除)</p>

旧 定 款	新 定 款
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第12条</u> 定時総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(開催地)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、本店所在地のほか<u>東京都港区又はこれらに隣接する地</u>において開催することができる。</p> <p>(議 長)</p> <p><u>第14条</u> 総会の議長は社長がこれに当たり、社長が定められていないとき又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第15条</u> 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2. <u>商法第343条</u>に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は議決権を有する他の出席株主に委任してその議決権を行使することができる。但し、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、<u>議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第14条</u> <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(開催地)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は、本店所在地である<u>兵庫県のほか東京都において開催</u>することができる。</p> <p>(議 長)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(決議の方法)</u></p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項</u>に定める特別決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は議決権を有する他の出席株主<u>1名</u>に委任してその議決権を行使することができる。但し、この場合には株主総会ごと<u>に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第19条</u> 総会の議事は、その経過の要領及び結果並びに<u>その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。</u></p>

旧 定 款	新 定 款
<p>(新設)</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び相談役 (員 数)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役は、<u>25名以内</u>とする。 (任 期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(選 任)</p> <p><u>第20条</u> 取締役は、<u>株主総会において選任する</u>。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする</u>。</p> <p>3. 取締役の選任は累積投票によらない。</p> <p>(代表取締役及び特称取締役)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の決議をもって代表取締役若干名を定める。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって取締役のうち会長、社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(相談役)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。 (取締役会の招集通知)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第20条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</u>。</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び相談役 (員 数)</p> <p><u>第21条</u> 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。 (任 期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 (選 任)</p> <p><u>第23条</u> 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する</u>。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び特称取締役)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>(相談役)</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p>

旧 定 款	新 定 款
<p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。  (取締役会の招集者及び議長)  <u>第24条</u> 取締役会の招集者及び議長については取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会の決議方法)  <u>第25条</u> 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)  <u>第26条</u> 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(報酬)  <u>第27条</u> 取締役の報酬は、株主総会でその限度を定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会  (員数)  <u>第28条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。  (任期)  <u>第29条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。  (取締役会の招集者及び議長)  <u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)  <u>第28条</u> 取締役会の決議は取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  <u>第29条</u> 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(報酬等)  <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会  (員数)  <u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>(任期)  <u>第32条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

旧 定 款	新 定 款
<p>(選 任)</p> <p><u>第30条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役にその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、全監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の招集者及び議長)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会の招集者及び議長については、監査役の互選をもって定める。但し、他の監査役が監査役会を招集することを妨げない。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(報 酬)</p> <p><u>第35条</u> 監査役の報酬は、株主総会でその限度を定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選 任)</p> <p><u>第33条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会および常勤監査役)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第35条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、全監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の招集者及び議長)</p> <p><u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第38条</u> 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第39条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、<u>金1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

旧 定 款	新 定 款
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(決算期)</p> <p>第36条 当会社の決算期は毎年3月31日とする。</p> <p>(配当金の支払)</p> <p>第37条 利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条の5に定める金銭の分配（中間配当という。）</u>をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金及び前条の規定による分配金は、その支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第41条 当会社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度及び決算期)</p> <p>第43条 当会社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第46条 <u>期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以 上

なお、本株主総会終了後に開催された取締役会の結果、新たな取締役の体制は、以下のとおりとなりました。

取締役会長	崎 長 保 英	(取締役会議長)
代表取締役社長	前 川 弘 幸	(執行役員兼務)
(新任) 代表取締役	鈴 木 颯 一	(執行役員兼務)
代表取締役	長谷川 陽 一	(執行役員兼務)
代表取締役	塩 田 哲 夫	(執行役員兼務)
代表取締役	吉 田 克 衛	(執行役員兼務)
代表取締役	清 水 俊 雄	(執行役員兼務)
取締役	久保島 暁	(執行役員兼務)
取締役	堤 則 夫	(執行役員兼務)
取締役	守 田 敏 則	(執行役員兼務)
取締役	江 口 光 三	(執行役員兼務)
取締役	佐 伯 隆	(執行役員兼務)
(新任) 取締役	吉 田 圭 介	(執行役員兼務)

また、本総会終了後の監査役会の選定により、出井 治、村井隆次、大滝光一の3氏が常勤となりました。

---

### 第138期利益配当金のお支払いについて

1. 銀行等あるいは郵便局に振込ご指定の方には、「利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封しましたので、ご確認ください。
  2. その他の方には、「郵便振替支払通知書」により、お支払いしますので、お近くの郵便局で払渡しの期間内にお受取りください。
-

